

ま御指摘がございましたように、大抵生産額の三分の一は輸出しておりますので、そういう供給力の面から見ましても、これはやはり将来とも現在程度の輸出はぜひとも確保していく必要があると考えます。

○海部委員 輸出がきわめて重要なことを繊維局長も認めておられるわけでありますが、この間開催された国連の貿易開発会議の資料としてプレビツシュ報告なるものが発表されておりますが、これによって非常に気がかりになるのは、現在の世界の対立が南北対立の時代だといわれ、低開発の国々に対しては先進国はある程度要求をいなければならないというふうな世界的な風潮になってきておるときに、低開発国の構造的な国際収支悪化を打開するために、関税上の特惠供与をこの報告は提案しておるのでありますけれども、これが通つたらどうなるか、あるいはこれに対する考え方、もしそうなった場合、わが国の繊維輸出に対してはどのような影響があるかということをお聞かせ願いたいと思います。

○磯野政府委員 プレビツシュ報告に出ております思想の、後進国の貿易を拡大するために繊維、雑貨等につきまして特惠関税をやるというふうな構想につきましては、これは繊維といふものをからみまわしての全体の総合判断があらうかと思ひますけれども、繊維の立場というものをから見ますと、先進国に対する日本の輸出が、後進国のそういう特惠関税によってある程度侵食されるのは当然でございますし、もしああいふような構想が実行されれば、ある程度の日本の輸出の停滞はあるというふうな考えております。

○海部委員 その点十分留意していただきまして、外交交渉をされるときに影響がこないように御注意を願いたいと思います。

続いて、この数年来消費構造が大体変わつてまいりまして、輸出においても内需においても、天然繊維よりもいわゆる化学繊維といふものへ重点が移り変わつてきておるようでありますが、最も新しい国内需要とその割合、それから輸出製品に占める割合、将来の見通し、これについてお答えを願いたいと思います。

○磯野政府委員 ただいまの点につきまして、お手元に資料があるかと思ひますので、それについて申し上げます。一〇ページをお開きいただきますと、昭和三十九年度繊維需要見通しといふのがございますが、そこでござんいたいただきますように、まん中のほうに天然繊維、それから下のほうの欄の二行目に人造繊維がございまして、ここでごらんいただきますように、昭和三十九年度の需要見通しにつきましては、天然繊維の合計が七十二万四千トンでございます。それから人造繊維の合計が六十七万トンでございます。総計で百三十九万四千トンの需要見通しになっております。天然繊維と人造繊維の割合は、天然繊維が五二%でございます。人造繊維が四八%でございます。

それからなお右のほうに昭和四十年年度繊維需要見通しがございまして、これも一番右の欄でござんになりますように、天然繊維は七十五万三千トン、人造繊維は七十二万六千トンで、計百四十七万九千トンになっております。

が、四十年年度におきましては、三十九年度よりも人造繊維の比率が高まりまして、天然繊維が五一%、人造繊維が四九%のシェアになっております。

なお次のページをおめくりいただきまして、四十三年度の需要見通しがございまして、これまた一番右の欄でござんいただきますように、天然繊維が七十八万三千トンで、そのシェアは四六%になっております。人造繊維は九十二万三千トンで、五八%というふうなことでございまして、ただいま御説明いたしましたとおり、四十三年度におきましては人造繊維のシェアのほうが五五%弱になるといふふうなかつこうで、特に合成繊維を中心としたしまして人造繊維がふえるようになつております。

○海部委員 それでは法案そのものについて御質問する前に、この法案をいろいろ読んでみたのですけれども、その表現の方法が非常に複雑で、むずかしくて、一度や二度読んでいただけではびんとこないのです。たとえば第五条のように精紡機の問題と幅出機の問題を分けて書いておればよく理解できるのですが、七条では、「精紡機又は幅出機」というふうに一緒にして書いてありまして、第一項だけで「又は」という字が八カ所出てきます。これはもう少し簡明に書いて、国民が読んでわかるようなものに今後は考えてもらいたいと思ひます。

そういうことを大前提に希望をして、第五条についてお尋ねをしますけれども、第五条の二行目に「ただし、精紡機又は糸の試験又は研究の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において」と書いてありますが、

この「ただし」以下の試験若しくは研究の用以外の場合、その他の場合というのは、一体どういう場合を想定しておられるのか、明確にしたいだきたいと思ひます。

○磯野政府委員 前半の法律案の問題につきまして、たいへんむずかしいといふふうなおしかりがございまして、私が、私もたいへんむずかしい法律案がで上がったといふふうな感じしております。この法律案につきましては、御承知のとおり二対一で過剰設備を廃棄するというような点が法案の趣旨になつておりますので、そういう点で、いわば競技のルールを書いたようなかつこうになつておりました、なかなか実際に競技をした者でないといふわからぬといふようなことで、これは申しわけないといふふうな感じております。

それから第五条のただし書きにつきましては、これは御承知のとおり現在の法律におきまして、やはりこのように通商省令で定める場合といふふうな書いてございまして、現行法に基づきます省令におきましては、中小企業の場合、それから輸出の場合、その二つを書いてありまして、それが主でありまして、大体新法の省令におきましては、そういうふうな場合を考えております。

○海部委員 ただいま、中小企業の場合、零細で、分割して登録することが不能であるとか、あるいは輸出の注文を受けた場合とか、具体的に例をあげておっしゃいましたけれども、たとえば現行法で、紡毛をひいておるものはスフ糸をひくことができることになつておりますが、この新法によりまして、スフ糸は第一区分、紡毛は第三区

分と分かれまして、現行法の既得権が失われる結果になるわけでありまして、そういうふうな場合もここに含まれるおつもりかどうか、この点をお答え願ひたいと思ひます。いわゆる既得権保護の問題です。

○磯野政府委員 ただいまの御指摘の例は紡毛がスフをひいておるような例かと思ひますが、現行法におきましてそういう既得権を持つておりますものは、新法の実施につきましてもこの既得権を守つていきたいといふふうな考えております。

○海部委員 それから第七条の登録の基準のところでありまして、原則として同一の区分に登録をするのだといふことになつておりますが、将来の見通しとして、附給が逼迫してくるのはいはゆる化学繊維の村だろつと思ひます。第三項は例外規定として、そういうふうな化学繊維の附給が逼迫した場合は他のどの村からも化学繊維にすることができるといふふうに、第九条の三項と一緒にあわせて考えていひものでしょうか。

○磯野政府委員 合議の村は第一の村になつておりますので、その合議村につきましては、将来の非常な成長紡績でございますから、その成長紡績を含めます第一の村につきましては、七条、九条の關係で第二の村または第三の村からいけるというふうなことに相なつております。

○海部委員 次に十三条の解釈についてであります。十三条で、十条の公告をすることが絶対的な前提条件になるように、私はこれを読んで解釈するのですけれども、途中を読んでみますと第四行目の下のほうに「若しくは

過剰精紡機がないとき」ということばが入っておりますが、一体過剰精紡機がないときというのはどういふふうな状態を想像されるのか。たとえば第一区分なら第一区分の村の中だけに過剰精紡機がないということを意味するの、あるいは第二区分、第三区分を全部含めて、極端に言えば、この世の中に過剰精紡機というものが絶対になくなつたときを意味するの、どちらに思ひます。

○磯野政府委員 この十三条につきましては、四行目の「精紡機の錠の数に達しないとき」というのがございしますが、これは十条を受けました公告の場合でございします。これは七条、九条の關係は第二、第三の村から第一の村にいくという通常の場合を書いておられます。それから十条の場合、七条、九条で書いておられます第一の村から第二の村、あるいは第一の村から第三の村にいくというふうな場合を書いてございします。それにつきましては公告をしたときに、精紡機の錠の数に達しないときに十三条が働くわけでございます。それから、そういうふうな過剰精紡機がある場合に、そういう七条、九条の自主的なルールで、第一の村にあまりいくものがないという場合が考えられるわけでございますが、その場合に、たとえば合繊紡が不足いたしました場合は、過剰精紡機を持っておりましますものに第一の村にいくことを慫慂いたします。そういう態度をいたしまして、なおかついくものがある場合、おかしなところ、十三条を発動いたしまして合繊紡の不足を新設によつて解消するといふようなことを書いておられます。

○海部委員 この十三条の規定は、スクラップを伴わない新設とありますから、この新法においてはきわめて重要な規定だと思つております。けれども、過剰精紡機がないときという考え、方についても少し明確にしたい。きたこととは、たとえばそういう勧告をされたときに、合繊にいかにかつたと思ひます。よその村に過剰精紡機があつた場合、公告をして規定の錠数に達しなかつた、しかも過剰精紡機はたくさんあるのだといふようなことになりまして、一体その新設がどういふ關係になりますか、認められないのではないかと気がするのです。あるいはまた合繊のほうにおきましては、このごろ特殊な機械でなければいけない、よその村の過剰精紡機を持つてきたつて間に合わないといふような場合も技術的に起り得るのであります。が、「若しくは過剰精紡機がないとき」というのが絶対的な意味を持つのかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○磯野政府委員 「若しくは過剰精紡機がないとき」と書いてございします。この法律の趣旨からいいますと、過剰精紡機は三年間で解消する予定になつておりますので、法律の施行後四年目には、第十三条において「若しくは過剰精紡機がないとき」といふこと、新設を認めていくこと、これは当然でございます。それから本法案におきましては、過剰精紡機という表現は、第二十一条のいわば使用停止の一般命令が働きました場合に、使用の停止を命ぜられたものが過剰精紡機でございします。その二つの場合に十三

条が働くことが考えられるわけでございます。

○海部委員 過剰精紡機の廃棄は、いまのお話でも、三年間で行なうのだと言つておりますけれども、凍結には強制力はないと思ひます。そうしますと、もつた資料なんかを検討しますと、三年間で二百三十万錠程度ですか、期待をしていらつしやるようですが、法施行後三年間で過剰精紡機がなくなるといふ見通しがありますかどうか。

○磯野政府委員 配付いたしました資料は、三年間で二百三十万錠程度がつけられるような勘定になつておりますが、これと同時に、私どものほうで業界の各企業からアンケートをとつたわけでございます。そのアンケートの集計によりますと、これは錠数にいたしまして企業界の約八八%の集計でございしますが、大体百八十万錠程度のスクラップを業界としては予定いたしておりまして、大体これに近いようなところで実現するのではないかと、いふやうに考えております。

○海部委員 この法律の一つの大きな目的は、やはり万年繰短体制を打破することである、こう思ふのであります。から、短期的な繰短のためのような共同行為を指示することは法律の精神に反します。で、そういうことは絶対ないと思ふのですけれども、たとえば疑つてこの法律を解釈すると、第十七条で、昭和三十一年度の需給状況に基づいて使用停止の指示をいたします。ところが十九条によると、前十八条二項各号に適合しなかつたときは共同行為の指示を変更もしくは取り消す、こうなつております。しかもこの十九条の規定には、審議会の意見を聞

いてといふことばが入つておりませんので、これはもちろん審議会の意見を聞く必要はないのであります。が、そうすると一体どこで、いつ、だれがこの十八条二項各号に適合しなかつたか、判定をするのか、ちよくちよく判定されて変わつていきますと、また短期的な繰短のような結果になりはしないかといふおそれを感じておられます。慎重な運営が望ましいわけでありまして、けれども、十七条、十八条、十九条の關係について考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○磯野政府委員 この法案の基本的な考え方は、昭和三十一年に現行法ができました以来、これは年によつて違ひますけれども、相当高率の繰短をすつと約十年近く繰返してまいつたわけでありまして、そういう繰短体制、需給調整の考え方からいいますと、繰短体制をこれ以上繰返すことが日本の繊維工業の地盤沈下のもとであるといふ基本的な構想に立つてございします。から、そういう意味で需給調整的なものは今後やらないといふ、これは基本的にこう考えております。それから御指摘の第十七条につきましては、「昭和三十一年度における繊維製品の需給状況に基づいて」と云々と書いてございしますが、これはある意味におきまして昭和三十一年度だけをあげておりますから、この共同行為といふものは原則としておそろく一ぺんしかないと、いふことと考へておるわけでございます。それから御指摘の第十九条、第十八条との関連につきましては、第十八条の各号に適合するものでなくなつたかどうかという判断につきましては、第十九条は通産大臣と書いてございしますが、

通産大臣がその認定をするといふことになつております。

○海部委員 この運用については、慎重に運用していただくようお願いしておきまして、次に、時間がありませんので飛ばしまして、非常にこまかい問題で恐縮ですが、別表を開いていただいて、その各項にいろいろ混用率の基準が出ておりますが、たとえば一%とか一〇%とか三〇%とか、これらの基準は一体何を基礎にしておきめたものか。

○磯野政府委員 これはいろいろ議論がございしましたが、混用率につきましては現行法と同じ事を用いておられます。

○海部委員 国際的にいろいろな規格がもつてきておるとするならば、その国際規格になるべく合うように、こゝろに混用率をおきめたいといふ希望があるのですが、たとえば申ししますと、別表第一の三のロ、紡毛糸のところでありまして、混用率が三%になつております。ところがIWTOといふいますか、世界羊毛機構が毎年世界会議を開いて、そこで出してあります結論は五%ということになつております。これは毎年各国に通達を出しておるやうであります。それから日本の品質表示法におきましては、紡毛のほうはたしか五%に変わつたとは思ひますが、で、これは私に記憶しておられますが、できればこれもそういう国際基準、ほかの法律の規定、そういうものとの合はせていただきたいと思います。無用の混乱をするだけではないかと思ひますが、特にこれを三%にされたことに積極的な理由が何かあつたのかどうか、お尋ねしておきます。

○磯野政府委員 審議会の意見を聞

いてといふことばが入つておりませんので、これはもちろん審議会の意見を聞く必要はないのであります。が、そうすると一体どこで、いつ、だれがこの十八条二項各号に適合しなかつたか、判定をするのか、ちよくちよく判定されて変わつていきますと、また短期的な繰短のような結果になりはしないかといふおそれを感じておられます。慎重な運営が望ましいわけでありまして、けれども、十七条、十八条、十九条の關係について考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○磯野政府委員 この法案の基本的な考え方は、昭和三十一年に現行法ができました以来、これは年によつて違ひますけれども、相当高率の繰短をすつと約十年近く繰返してまいつたわけでありまして、そういう繰短体制、需給調整の考え方からいいますと、繰短体制をこれ以上繰返すことが日本の繊維工業の地盤沈下のもとであるといふ基本的な構想に立つてございします。から、そういう意味で需給調整的なものは今後やらないといふ、これは基本的にこう考えております。それから御指摘の第十七条につきましては、「昭和三十一年度における繊維製品の需給状況に基づいて」と云々と書いてございしますが、これはある意味におきまして昭和三十一年度だけをあげておりますから、この共同行為といふものは原則としておそろく一ぺんしかないと、いふことと考へておるわけでございます。それから御指摘の第十九条、第十八条との関連につきましては、第十八条の各号に適合するものでなくなつたかどうかという判断につきましては、第十九条は通産大臣と書いてございしますが、

○磯野政府委員 三〇といたしました

のは、まず第一に、現行法で三〇%になつておりますから三〇%にしたわけでございます。それからIWT〇で五〇%にしてほしいという希望があることは承知しておりますし、また品質表示法のほうが五〇%になつております。品質表示法のほうは、メーカーの立場と消費者の立場を総合判断いたしました五〇%にしております。いろいろなことを考えましたが、結局現行措置法から新法へ引き継ぎます場合には、やはり現行法におけるところの混用率を用いるほうが、いろいろな関係から一番安定するのいいというふうに考えまして三〇%を採用したわけであり

○海部委員

この法律を読んで見ますと、現行法で規制対象になつております紡糸機ははたしておるわけでありませうけれども、紡糸機をはずされた理由と、それで将来どうなつていくかという考え方。聞くところによりますと、特振法のほうに化学繊維全般が譲られるということですが、相互の関連、それでいいのかわからない問題について、政府の見解を承りたいと思

○磯野政府委員

この法律は、第一条で明記しておりますように、「繊維工業設備の設置及び使用を規制し、並びに過剰紡糸機の廃棄の促進等に必要措置を講ずる」というふうに書いてございまして、本法案の最も主要な点は、過剰の紡糸機のスクラップ化を促進することにあります。これは紡績業におきまして相当の過剰設備があるからでございますが、これに對

しましては、先ほども御説明いたしましたように、現在においても過剰設備がございませうし、将来の見通しにおきましても、合機が相当早いテンポで成長するわけでございます。紡糸機につきましても、こういう成長性あるいは過剰設備がないというふうなことで、この法律から除いてあります。紡糸機をどうするか、合機をどうするかということにつきましては、この法案の基礎になりまして小委員会の答申では、法律に基づく協調方式によつて紡糸機の関係をやっていくという答申が出てお

ましては、先ほども御説明いたしましたように、現在においても過剰設備がございませうし、将来の見通しにおきましても、合機が相当早いテンポで成長するわけでございます。紡糸機につきましても、こういう成長性あるいは過剰設備がないというふうなことで、この法律から除いてあります。紡糸機をどうするか、合機をどうするかということにつきましては、この法案の基礎になりまして小委員会の答申では、法律に基づく協調方式によつて紡糸機の関係をやっていくという答申が出てお

○海部委員

いま合機のほうには過剰設備がないというお話でございませうけれども、合機以外のあらゆる繊維産業のほうで、綿、スフ、梳毛以外で過剰設備を抱えておるところがほかにありますか、ないですか。

○磯野政府委員

現行措置法によつて——相当以上の過剰設備がございまして、その過剰設備が操業いたしますと、その過剰生産になりますから、それを防止する意味で、現行措置法で通産大臣が格納の指示をいたしておりますのが、綿紡、スフ、それから梳毛紡の三つでございまして、それ以外の業種につきましても、特に過剰設備はないというふうに考えております。

○海部委員

この法案に直接明記してありますけれども、繊維産業としましては、このほかに織布業、綿糸業、そう

○磯野政府委員

七条の登録制、五十八条の設置制限、いままでございしたものの制限を受けておるわけでありませうけれども、この制限を依然として続けていかれるおつもりなのか、あるいは新法ができたことによつてもう少し内容を再検討しようとお考えになつておられるのか、その辺のところを承りたいと思

○磯野政府委員

紡績業を除きました、織布、綿糸、それからメリヤス等いろいろございしますが、そういう生産段階につきましても、これは御承知のとおり、いわばごくわずかの資本で、あまり高くない生産技術でできる産業でございしますので、そういう意味で、過剰競争を防止するために団体法の規制を課しているわけでございますが、私どもの考え方としては、そういう本質的な問題からいたしまして、ここ当分、やはり団体法の規制を課していくというふうに考えております。

○海部委員

観点を交えて、繊維産業といふのは非常に中小企業が多いと思ひますので、中小企業に對しても特別の配慮をお願いしたいわけでありませうが、設備そのものを見てみますと、大企業の持つております設備と中小企業の持つております設備とを比べますと、やはり中小企業の設備には新しいものが非常に多いと思ひます。そうしますと、スクラップにする場合に、中小企業は非常に大きな犠牲をこうむるわけでありませう。他面、企業の規模の面からいいますと、たとえば梳毛紡績の場合は、百四十七社のうち上位九社で過半数の錠数を占めておることでもわかりますように、きわめて規模が小さいのであります。そこで、

格納の指示をなさるわけでありませうが、なさるときに、基礎控除の引き上げなどを具体的に配慮していくという考えがあるのかどうか、もしあるとするならば、たとえば現行法では最低控除額を二千錠とかあるのは二千二百五十錠とかきめておられますけれども、これをもう少し上のほうまで上げて、適正規模といふべきか、経営が成り立つような規模になるようにしてやろうという考えはいまのところいかがでし

○磯野政府委員

中小企業に対する配慮のために、いま御指摘のとおり、たとえば梳毛紡におきましては二千錠の基礎控除をいたしております。つまり二千錠までは現行法においても格納がからなないというたてまえになつております。新しい法案を施行いたします場合にどうかということでございますが、これは新しい法案の施行を予定しております十月以降の全体の、たとえば梳毛でございまして、梳毛業界の需給の見通し、そのバランスを考えなければいかぬわけでございますが、そういう全体の中でのバランスを考えながら、ある程度中小企業に對しては、新しい法案の施行面においても配慮をすることが必要であらうと考えております。

○海部委員

過剰紡糸機を廃棄して合理化をはかつていくことは、企業にとつては相当な負担であります。特に資金力の弱い中小企業は相当大きな負担を負うことになつてしまいますけれども、何か中小企業金融公庫を通じての融資とか、あるいは国の財政投融資計画の中とか、繊維に關して具体的に

○磯野政府委員

方針がきまつておりましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○磯野政府委員

この法案の施行の關係につきましても、新たに開発銀行に十億の財政投融資が計上されております。それから中小企業金融公庫につきましても、従来繊維の關係で、たゞいまのところ大体三百億円程度の残高がございしますが、これは公庫のほうと

○海部委員

業界のほうから非常に多額な融資希望が来ると思ひますけれども、なるべく期待に沿うように努力をお願いすると同時に、融資だけで考えられない問題もあつたので、税制上の措置などもこの際何か考えておられるかどうか。

○磯野政府委員

税制上の問題につきましても、この法律案と一番密接な關係がございまして、過剰設備を二重に棄いたしまして一重新設するというふうな場合におきまして、その新設の一錠について特別償却が認められるように、大蔵省といふいろいろ話し合ひをして

○海部委員

繊維産業全体としましては、原料の輸入が自由化され、製品の輸出も自由化されておるのに、生産段階だけが規制されておつたというのは、何か病的な姿だつたと思ひますが、それが今度の新法によつて、いよいよ完全な自由化に向かつて前進す

るわけでありますから、業界全体に混乱や動揺がないように、慎重に運用していただくことを希望いたします。

もう一つ、これは繊維産業全体に非常に関係が出てくる問題であり、このごろのように輸入状況が非常にむずかしくなっているときに、特に国内的な要素をいたしまして、糸の値段に安定性がない。これは取引所のあり方の問題でありますけれども、これが輸出に対して非常に障害になっておることは事実だと思ひます。この前繊維の委員会が私が局長にこの問題をお尋ねしましたときに、通産省としてもいろいろの方策を考えておる、安定されるような対策を検討中だという御答弁でありましたけれども、その後御検討いただいておりますか、現在のこれに対する考え方を御尋ねしたいと思います。

○磯野政府委員 いま御指摘のとおり、繊維につきましては周期がございます、ある程度価格が乱高下するわけでございますが、たとえば毛糸につきましては、それが相当いろいろな場合に出てくるわけでございます。そういう点につきましては、基本的な考え方といたしましては、実需に見合った糸の生産をやるといことが基本的に必要な点と考えておりますが、紡績、商社、機屋というふうな経路につきましても、実需に見合った糸の生産がなされるよう、これは業界といろいろ話し合ひをしております。なお毛糸と同時に、その毛糸の動き方を相殺するようなものを上場品にすべきであるというふうな議論もございまして、こういう

点につきましては、ただいまいろいろ研究をしております。

○海部委員 この問題は、輸出の振興という点についても非常に重要でありますので、糸価が安定するように、たとえばいまおっしゃったようにトップを上場することを検討中だということであり、世界的に毛糸相場には四八の双糸ではなくてトップを上場しておるといふ傾向でもありますので、なるべく早急に具体的な検討をしていただきたい、このことを心から希望いたします。

きよりは約束の時間がもう過ぎましたので、私の質問はこれで終わりますけれども、最後に、金融その他の措置に關して、くれぐれも中小企業者に過重な負担がかからないように、極言すれば中小企業者が何とかの法律のしわを受けないで合理化、近代化ができるように格段の考慮をお願いしたい、このことを強く希望いたします。

○磯野政府委員 中小企業に対する配慮につきましては、この法案でもいろいろ考へておるわけでございますが、たとえば合議時代でございますから村区分を全廃するといふような意見もございまして、純糸、純スフ糸といふものを中小企業がいわば専断的にひいておるといふ点で考慮したわけでございます。いま御指摘のとおり、その他金融面につきましても、従来とも中小企業は政府関係金融機関へのなじみがなかなか少のうございまして、そういう点の指導をできるだけしたいと思ひます。

○二階堂委員長 次に、昨二十三日に付託になりました内閣提出の中小企業団体の組織に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、通産産業大臣より趣旨の説明を聴取することにいたします。福田通産大臣。

中小企業団体の組織に關する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○福田（一）國務大臣 中小企業団体の組織に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり中小企業基本法はその第十九条におきまして、国は中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業者の事業活動の機会の適正な確保をはかるため、紛争処理のための機構の整備等必要な施策を講ずるものと規定しております。大企業と中小企業との事業活動の調整に關しましては、現在すでに百貨店法、小売商業調整特別措置法などがありましておのその機能を実現しているわけであり、今後貿易の自由化や技術革新の進展に伴って、ますます増大することが予想される大企業の進出に対処して、必要な事業活動の調整を行なつて中小企業者の事業活動の機会の適正な確保をはかるためには、既存の法制のみでは決して十分であるとはいひがたいのが実情であります。

このため政府におきましては、中小企業政策審議会の意見も徴してこの問題について検討を重ねてきたのでありますが、その結果、次の措置をとることが必要であるとの結論に達したのであります。

すなわち、大企業の進出によって多数の中小企業に重大な悪影響を与えるおそれのある場合においては、中小企業者が経営の合理化等必要な体質改善を行なうまでの間、緊急避難的に大企業の進出について一定の調整を行なう。調整は中小企業を代表する団体、その大企業と自主的に交渉することによつて行なうこととし、政府はこの交渉に必要ならせんまたは調停を行なうというものがその内容であります。中小企業に關する団体といたしましては、各種の組合制度があるわけであり、これらの中でその業種に屬する中小企業者を代表する団体として考えられますのは商工組合であります。かように考えまして、先に申し上げた措置を法制化するため、商工組合の根拠法律であります中小企業団体の組織に關する法律を改正するこの法律案をここに提出することとした次第であります。

次に本改正案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、一定の要件を備えた商工組合は、その商工組合の資格事業としてある業種に大企業が進出することが中小企業の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その大企業と事業活動を調整するため必要な契約を締結することができるとしたことであります。この法律案では、この契約のことを特殊契約と呼んでおります。

この特殊契約は主務大臣の認可制といたしまして、その認可に際してその契約がその事態に対処するための必要

最小限のものであるか、消費者等の利益を不当に害するものではないかなどを審査することとしております。なお認可を受けた特殊契約は私的独占禁止法の適用除外とすることとなっております。

第二は、交渉が円滑に行なわれるよう契約の相手方たる大企業に交渉の応諾義務を課するとともに、当事者から申し立てのあった場合には主務大臣は中小企業調停審議会の意見を聞いてあつせんまたは調停を行なうこととしたこととあります。

第三は、中小企業調停審議会に専門委員を置くとともに関係行政機関に対し資料の提出等その協力を求めることができるようにいたしまして、紛争処理機構としての審議会の整備強化をはかつたこととあります。

以上がこの法律案を提出する理由及び法律案の概要であります。何とぞ慎重審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○二階堂委員長 以上で説明は終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○二階堂委員長 引き続き繊維工業設備等臨時措置法案についての質疑を続行いたします。森義親君。

○森（義）委員 具体的な法文の質問に入ります前に、基本的な考え方をたずねてみたい。二、三お伺いしたいのですが、まず最初に、最近における主要先進国の工業政策、実は現行法が出されたときに繊維局からこういふ膨大な資料をもらったのですが、その後の先進国における繊維工業対策の変

化をお聞きしたいわけです。と申しますのは、繊維工業は、もう今日世界的な問題になっておるわけですから、日本だけが独立して現在の情勢をどういうふうに打開していくかというようなことを考えてもこれは無理だと思ふのです。そこで最近における先進工業国の繊維工業政策というものをまずお伺いしたいと思うわけです。

○磯野政府委員　主要先進国における最近の繊維工業政策でございますが、まず第一に特徴的なことは、主要先進国におきまして、これは日本と同様でございますけれども、繊維関係につきましては、だんだん天然繊維から人造繊維、特に合繊のほうに移るといふ傾向が顕著でございます。御承知のとおりアメリカは大体日本の倍ぐらいの合繊の生産をやっておりますが、その他英國、西独等も、最近合繊が非常にふえてまいりまして、これは数量にいたしますと大体日本の半分ぐらいでありまけれども、そういう傾向になつておりまして、合繊の生産の増大が顕著であります。

をわから第二番目といたしまして
そりいう合織のテンポの早い成長もございまして、天然纖維を主といたします紡績の段階が停滞ないし衰退の現象を示しております。たとえば、これも御承知でありますけれども、英國におきましては、最高時におきましては約七千万錘程度の紡績を持っておりましたけれども、最近はこのを八百万錘くらいにしたい、というようなことでいろいろやっております。それからアメリカにおきましてはやはり約四千万錘近くございましたのが、現在は約千八百万錘程度の紡績の錘数になっております。

して、そういう意味で天然纖維を紡糸いたします紡績の段階の低滞が相当顕著でございます。

第三番目の現象といはしまして、そういふふうな意味での摩擦現象が、先進国で起こっておりますので、そういうことも関連いたしまして、世界の主要輸出国、特に天然繊維、たとえ綿製品等でございますが、綿製品、毛製品等に対する先進国の輸入制限の動きが顕著でございます。

概括的に申し上げますと、先進国に
おきましてはそういう意味合いでの織
維のパターンの変更が進行中である
というふうに考えてよかろうと思いま
す。

○森義委員　私の質問しておること
といまの局長の答弁はちよつと食ひ
違つておるのですが、私は纖維工業対
策を聞いてゐるわけです。いまの先雅
閣が、いずれの国も天然纖維の面では
過剰設備で困つておる。今度の過剰
設備の廃棄の新法を出されたわけで
す。諸外国ではどういふふうな経路を
経てそういう過剰設備からの――いま
英國で、おつしやいましたように七千
万鎊が八百万鎊に減る、約十分の一に
減るわけですね。こういうことが国の
施策として行なわれているのか、ある
いは業者の自主的な考え方で行なわれ
ておるのか。そういう点、各国の工業
政策について聞きたいわけです。

○磯野政府委員　そういう政策の点から申し上げますと、一番顕著な例でございますがイギリスにつきましては、紡績設備のスクラップにつきましては所要金額の半分程度政府資金を出しまして、それに業界の出した金をつけ加えて

まして、いわば政策による買い上げといふようなことをやっております。

○森(義)委員 それはイギリスの場合には、二分の一政府資金を出して業者が二分の一負担する、そういう形でやつてないのですよ。最近そういう形に

なっているのですか。おたくの出された資料を見ますと、これは三十一年当時ですが、政府からそういう金を出しているのじゃないのです。近代化のために二五％政府は補助を出しています。ところが過剰設備の廃棄に対しては政府がそういう資金を出すのじゃないやうにして、残存紡織数に対して負荷された金でまかなっておるわけですね。まあいギリスの場合はいまおっしゃいましたけれども、その他の国の場合、たとえばアメリカだとか西ドイツだとかフランス、イタリア、こういうふうな国の天然繊維の面の過剰設備に対する措置がどういふうに行なわれておるか、これをわかつていたら伺いたい。

○磯野政府委員　私が知っております。範圍では、アメリカ、フランス等におおきましては、業界と申しますか、企業の自主的な廃棄というふうなかつこうで紡績設備の減少が進行しております。で、別に政府としてはやっではないというふう聞いております。

い、業界の自主性という問題と、特別に法的な措置を講じなくちゃならぬという問題について、どういう理由でわが国はそういう法的規制をやらなければできないのか、この点についてお伺いしたい。

○磯野政府委員　わが国の場合、これはいろいろの理由があるかと思いますが、ともかくにも十二、三億ドルにのぼる輸出を確保するために、過剰設備が動きますと、その価格が不安定になりまして輸出の契約がとぎれますので、それを防止するために、現在の繊維工業設備臨時措置法が昭和三十一年に制定されたわけでございます。そ

れが制定されました関係上、その法律におきましては御承知のとおり全部設備を登録いたしました。そういう関係で、フランスあるいはその他の国と違ひまして、過剰設備が実体的な過剰設備であると同時に、いわば法律上の過剰設備というかつこうで、いままでとらえてきたわけであります。そういう意味で、今度その過剰設備を解消するためには、やはりそういう共調になつておりますから、法律を背景といたしましてその過剰設備を解消していくという方法によらざるを得なかった、そういうふうな考えております。

主的な形で行なわれておるのと大きな開きがあるのではないか。したがって今度はこれをもっと強い法律でスクラップ化するというようなことをやらなければならなくなったのではないかと、こころいうふうに思うわけです。

進諸國の輸入の制限が——これは先ほど海部さんの質問の中にも、低關稅國においてすらすでに輸入の制限が行なわれておる、こういうことなんです。が、特に日本の綿製品の輸入に対する各國の態度、これをひとつお伺いしたい。

○磯野政府委員　綿製品につきましては、御承知のとおり、一番顕著な例は日米綿製品の取りきめでございまして、これが三年間の長期取りきめになつております。そのほか一般的に申し上げますと、これは綿製品だけということじゃございませんけれども、日本に対して繊維製品に対する差別待遇をとつておる国が相当ございまして、主として日本だけに差別待遇をとつております国を申し上げますと、フランス、イタリヤ、ドイツ、それからベネルクス、スウェーデン等々でございますが、こういう国におきましては、わが国の繊維製品につきましては、ほとんど全品目について輸入の制限をやつております。

○森(義)委員　そこで、輸入制限を行なわれる根本的な理由がその国の産業を保護するというところにあるのか、あるいはわが国の製品に対して何か特別な理由があるのか、その点はどうなんでしょうか。

○磯野政府委員　私の感じでは、これは各国によりましていろいろニュアンス

がございすけれども、一つはやはり自国の産業に対して保護すること、それからもう一つは、やはり何と云いまして日本の繊維製品は価格の点におきまして比較的安うございす、それからその品質においても優秀でございすから、そういう意味で、輸入制限をしない場合にはそれが相当ラッシュをするというふうな考え方で、日本に対して輸入制限を行なっているというふうに考えております。

○森(義)委員　そこで、輸入制限を行なっている主要な原因に、日本の製品が安いということをいま局長が述べられたわけですが、この法案のねらっているいわゆる企業の合理化によるところの正常な輸出の振興、そういう観点から考えた場合に、いま過剰設備をスクラップ化するだけで企業が合理化され、日本の輸出の正常な発展に寄与する、こういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。また、おっしゃる通りに、輸入制限をしておる国の主要な原因が日本製品が安いところにある、こういうことがほんとうに主要な原因になるならば、単に過剰設備を廃棄しただけで日本の輸出が振興、発展する、あるいは日本の企業の合理化が前進する、こういうふうにはならないと思うのですが、この点についてひとつお伺いしたい。

○磯野政府委員　単に過剰設備を廃棄するだけでは、日本の繊維工業が非常に力がつき、あるいは輸出が振興するものでないことは、ただいま御指摘のとおりでございますが、過剰設備の解消につきましては、御承知のとおり過剰設備があるというところによって非常に慢性的な短縮の体制を続けてまいりましたので、そういう点で、ある意味でそれが企業の合理化に対して阻害要因になつておりますし、それからそういうふうな関係もございまして、最近には特に下級の糸等については日本の紡績事業がひかないで、韓国、台湾等からの輸入もあるというふうな現象も見えておりますが、そういう点でわれわれといたしましては、やはりその根本の制約の要因になつております短縮体制をやめるために過剰設備を廃棄させまして、そうしてある程度の自由競争による合理化というものをこの際とつたほうがよいと考えてまして、この法案を考えた次第でございす。

○森(義)委員　いまの過剰設備が合理化の障害になつておる、そういう面はわかるわけなんです、イギリスあたりで過剰設備を廃棄して新しい合理化を考へる場合には、まず品質の向上、能力の向上という点に非常な力を入れているわけなんです。アメリカもそうなんです。アメリカも非常に早く近代化をやつたわけですが、日本の紡績機の設備の更新それから技術の更新とかいうふうな政策をこの法律にあわせて考へておられるのか、こういうことをお伺いしたいのです。実は現行法が出ましたときに、私もあの当時まだ国会議員じゃなくして、関連産業における打撃の問題で、機械産業の労働者と一緒に対策陳情をさんざん国会に行なつてきたわけなんです。日本の紡績機が国際先進工業国の繊維工業の精紡機と比べてどの辺の水準にあるのか、これをひとつお伺いしたいわけですが、その後機械産業のほうはどういうふうに変換していったのか、それから日本の機械も含

んで、繊維産業における国内の繊維機械の水準というのは、その後どういうふうな情勢にあるのか、こういうこともあわせてお伺いしたいと思ひます。

○磯野政府委員　日本の繊維機械の水準でございすが、この一番新しいものは、あるいは代表的なものとしたしましては、御承知のとおりナスとかキヤスとか、そういうような呼び名で呼んでおります一連の合理化設備がございす。この設備は、私も聞いておりますが、この設備は、世界でも進んだ繊維についての合理化設備であるというふうに聞いておりました、大体そういうことで考えております。

それから、現行法の成立の過程におきまして問題となりました繊維機械の關係でございすが、これは、御承知のとおり繊維機械メーカー、というよりも機械メーカー一般でございすが、繊維機械メーカーが相当不況をいいますか、ある程度注文がなくて苦しいのでおつたときでございすけれども、その後繊維機械メーカーもいろいろの方面、自動車の部品でございすとか、その他の産業機械に転換をいたしました、それぞれ相当の事業をやつております。

それから繊維機械につきましては、特に紡績の合理化、精紡機の合理化の關係でございすが、たとえば昭和三十六年の一月十二月の年間で見ますと、日本の繊維機械の総額が約六百七十億円の生産になっております。そのうち輸出を約二百億出して、それから輸入を七十億程度やつておりますが、国内の需要といたしまして、三

十六年におきましては五百四十億程度を消化しております。少しこまかくなりますが、その内訳は綿紡機が五十六億、毛紡機が三十七億ということになつておりました、これはある意味で相当の内需の消化量になつておりますから、普通の年におきましてもある程度の精紡機の合理化ははかられておるというふうに考えております。

○森(義)委員　いまの日本の精紡機の二百億の輸出というものは、主としてどういう方面ですか。

○磯野政府委員　これは御承知のとおりパキスタンが一番多いでございますが、大体において東南アジア方面でございす。

昭和二十五年の製作が中心でございまして、そういうものに対して所要の修理改造をやつてきたというのが大体実情でございす。

○森(義)委員　だから、いま局長がおつしやいましたように、昭和二十年から二十五年ぐらいの機械を若干修理改善する程度でずいぶんやつておる。私は、この法案のねらいであるところの企業の合理化による輸出の発展、こういうところからいへば、むしろそういうところこそいわゆる近代化設備資金の投入をやつて、新しく日本の機械を入れかえる、そして英國が切り抜けたように高級品の生産に向けていく、そういう措置が並行して行なわれないと、個々の過剰設備を法の措置によつて廃棄をする、スクラップにする、そういうことだけでは、この法案のねらいというものを遂行できないと思ひわけなんです、そういうことが何かいままでの日本の、繊維製品に対して非常に安易なやりやすい方法で強権だけでやつていくというところに問題があるんじゃないか、こういうふうに考へるわけなんです。

そこで第二次世界大戦後のわが国の繊維工業の変遷と申しましようか、特に業界とそれから政府の対策ですね。これをひとつ分けて、簡単にだけつてから――簡単にいうよりも、わかりやすく第二次世界大戦後の日本の繊維工業における業界の動きと、政府のそれに対する政策、こういうものをひとつお聞かせ願ひたい。

○磯野政府委員　詳しいことはまた資料で御提出いたしましたので、そのときに御説明申し上げます。

す。繊維工業が特に法律的な保護を受けたたり、措置を受けたたりしてあるのはほとんどないわけですね。そういう点について業界の自主性、計画的性というのに対する指導性というものが非常に必要じゃないかと思うのです。苦しくなってきたら法律で何とかしてくれ。特に日本の繊維業界を握っている大勲あたりは、常にそういうことを考へておる。この現行法ができたときも参考人として出席されました日紡の原さんは、現行法の制定について盛んに賛成の演説をしておられるわけなんです。が、そういうところに日本の繊維工業における外国との隔たりという差という点、そういうものがあると思うわけですね。大臣は特に業界の自主性に対する指導、計画的性に対する指導、そういう点についてどういうふうにお考えになつておられるかお聞かせ願ひたい。

○福田(一)國務大臣 確かに森委員の言われるように、繊維、特に紡績関係等は、ときによつて政治に依存して事を処してきた場合もあると思ひますが、私は考え方はやはり森委員の言われるように、自主性を持った業界として育てていくことをわれわれとしては希望しておるわけでありまして。

○森(義)委員 確かにそれは通産大臣がいつも言つておられるように資本主義経済下においては、業界の自主性によつて発展していくことを期待しておる。ところがいまは業界の自主性に放任しておいたならばどうにもならぬ。そういうことで政府が手を出されるわけですが、いままでの答弁から考えれば、もつと自分でやるべきだ。常に苦しくなつてから何とか手をかしてくれ

というよりなことを言つてくるのは間違ひじゃないか。日本の繊維業界というのは輸出の四分の一を占めておるような、日本の産業構造の中では重大な部分を占めておる業界である。その業界がそんなに政府に依存してゐるといふようなことは、もうここらあたりではつきりと姿勢を正して、日本の業界のみずからの力による危機の乗り切りというものを考えなければ、政府がじゃんじゃん援助しますと、外国の輸入制限はますます強くなりますよ。特定の国が、国からの援助によつて、その業界が生産したものを輸出してゐるというふうなものに対しては、各国の輸入制限はますます強まります。やはりそれぞれの業界に自由競争をさすというたてまえからいつても、もつと政府はきつ然たる態度で、業界のそういう自主的な調整といふものは、そういうものに指導性を發揮してもらひたい、こういうふうにお考えですか。

○福田(二)國務大臣 私はやはりその国、その国の特殊事情というものがあつたのだと思つておるわけであつて、たとえば中小企業の問題等につきましても、過当競争によつて非常に困つてゐるところもある。特に繊維などのうちには中小企業に属するものが非常に多いとごいふ。こういうものは相当な過当競争をやつたり、あるいはまた法律で一応規制したものに対して、やみ組織等も相当あるわけでありまして。こういうことをいろいろ考へてみますと、お説のとおりできるだけ自主性を持つてやつてもらふことはわれわれの念願するところではあります。しかし現段階におきましては、やはり現実の日本

の紡績業の姿を見ました場合においては、この程度の法律をもつて規制もし、何らかの行政的措置も考へていくということが必要でないかと考へておるわけでありまして。

○森(義)委員 ひとつ大臣に、日本の業界がもう少し自主的な力であつて経済的な問題に対する乗り切り方を考へるような指導をお願いすることにいたしまして、次に進みます。

これは繊維局長にお伺ひしたいのですが、この新法は繊維工業設備審議会の中核をなすもので、繊維工業審議会のメンバーにはどういふ人がなつておるかということ、それから答申の具体的な骨子、内容、こういうものをお聞きしたいと思ひます。

○磯野政府委員 繊維工業設備審議会の中の総合部会、その総合部会の中に小委員会をつくりまして、この法案の答申をつくらせてもらつたわけですが、小委員長は稲葉秀三氏でございまして、そのほかの方々は、土屋清氏、それから業界代表といふものは、これは個人的な資格でございまして、これは繊維協会の会長の賀集益蔵氏、それから日清紡の社長の桜田武氏、それから羊毛紡績会の会長でございまして吉川さん、それから商社の側といふたしましては市川忍氏、大体そういう方々がやつております。

○森(義)委員 答申の内容についてはあとで聞くことにしまして、いまの審議会のメンバーですと、何々会長とか理事長とか、いかめしいらしい人ばかりですね。先ほど大臣がおつしやいましたように、繊維業界は特に中小企業

が多いのだ。中小企業の代表といふのはどなたが出ておりますか。

○磯野政府委員 先ほど申し上げました方以外の委員といたしまして、全織の滝田さん、それから中小企業のほうの關係といたしましては、日本絹・スフ織物工業組合連合会の仕事をやつております藤原さんでございまして。

○森(義)委員 そのメンバーをあとで資料で出していただきます。そういう審議会が一年余もかかつて、現行法が来年度廃止されるという期限を目の前にして、一年繰り上げた形で新法をぜひつくれという答申をしておられるわけですが、その具体的内容について要点をひとつ、私も知つておりますが、ちよつとごつてくださいますか。

○磯野政府委員 答申の基本的な考え方といたしましては、現行の臨時措置法による慢性的な操短体制を脱却して、日本の繊維工業は国際競争力を失つて地盤沈下をする、これを打破することが必要であるという原則に立ちまして、そしてできるだけ早い期間の後に繊維工業界が自由競争をすることが必要であるといふふうなのが、基本的な構想になつております。そしてその繊維工業界に自由競争をさせるためには、その自由競争をさせるためない要因として過剰設備があるという点を考へまして、その過剰設備をすみやかに解消して、自由競争体制に持つていくというのが答申の基本的な考え方でございます。

○森(義)委員 答申書をいまここへ持つておるわけですが、この中で特に中小企業の問題について三ページに書いてありますが、過剰設備の廃棄に対する中小企業に対する特別な施策を

ひ入れる必要があるといふことが書かれておるわけですね。先ほどの御答弁ですと、中小企業金融公庫から融資を受けられるような道をぜひ開きたい、こういうことなんですか、中小企業がこの新法によつて受ける打撃というのは非常に大きいと思ひます。打撃と申しましたら、資金的なやりくりが非常に苦しくなると思ひます。そういう点について、先ほど大きなほうは開銀に十億の財投を考へておるといふことですが、中小企業に対する金融的措置あるいは税制的な措置について、もう少し詳しく具体的に聞きたいのです。ただ単に中小企業金融公庫に融資の道を開くようなサセズチンをするという程度のものなのか。あるいは金額もこのくらい要するだろうということ、そういう面についてすでに中小企業金融公庫総裁との間に話し合ひができておるのか。そういう点をひとつお伺ひしたい。

○磯野政府委員 先ほど申し上げました業界からとりましたアンケートの集計によりますと、中小企業金融公庫に對しましては、約三十億円の工事金額を考へまして、そのうち半額の十五億程度を中小企業金融公庫から借りた、こういうふうな結果になつております。内容的には、たとえば合繊紡への転換もございまして、主として労働力を節約するために、近代化、自動化の關係がおもひございまして、そういう自動連続装置を主にします近代化がその内容になつております。

それから中小企業金融公庫との話し合ひにつきましては、いままでなじみが少なかったといふこともございまして、私どものほうでいろいろ話し合ひ

をいたしまして、積極的にあつてせんをしていくというふうな話し合いになつておりますが、なおそのほか、これも御承知でございますが、この法案の施行の關係につきましても、いまの純糸の村を残したということ、それから三年間の格納につきましても中小企業についてある程度の配慮をするというふうな考え方等々、いろいろな配慮をできるだけいたしまして、中小企業が混乱をせずに、それからまた前向きに近代化をやるように指導していきたいという考えでございます。

○森(義)委員 この答申案で、中小企業については、設備を廃棄する場合に、政府資金をもって買い上げるべきであるという少数意見がついておるわけですが、いまのお話ですと、そこまでは考えておられないようですが、機械の場合は買い上げたんですね。今度機械機の場合は、中小企業だけでいいですが、政府資金で買い上げるというふうなことを考えてもらつていいんじゃないかと思つたのですけれども、その点についてはどうでしょう。

○磯野政府委員 御指摘のとおり、答申の少数意見にはそれが主として紡績側の意見として明記されておりますが、ただこの点御承知かと思ひますが、いろいろな経過がありまして、この答申のいろいろな審議の中心になりました昭和三十一年から三十八年の初めにかかけましては、三十六年の金融引き締め余波を受けまして、繊維業界としては相当低迷したときであつたわけでありまして、そういう背景の特徴がございまして、この少数意見がそのときにはついたわけでありまして、その後、中小紡績業界の考え方いたしました

しては、とにかく三年後には現在よりも紡績の生産だけでも百万万程度増加することが必要である、なお紡績機としてはふえていくのだという考え方もございまして、むしろこの少数意見の基調になつております。転産業をする、あるいは仕事をやめるといふふうなことでもなくて、もつと前向きにわれわれも近代化をやり、充実していこうではないかというふうな考え方になりまして、そういうこともございまして、政府資金による買い上げは、最終的な結論としては、業界としても必要でない、こういうふうな意見に変わつたわけでございます。

○森(義)委員 そうすると、この答申案の作成当時における業界の低迷した状態の中でこそそういう少数意見が出たけれども、その後の業界、さらにはこの法律実施後の状態を勘案して、現状においては廃棄処分にするものについて政府買い上げは必要でない、こういうふうに業界は考えている、こういうことですか。

○磯野政府委員 そういうことでございます。

○森(義)委員 そういうことならば、ついででございまして、少数意見のことでも一つお伺ひしたいのです。が、労働対策で特に「繊維産業において最低賃金法の実施が一層推進されることを望ましい。」という答申が出てくるわけですが、これは、先ほど繰り返して話が出ておりますように、日本の労務資金の安さが製品コスト安になつて、国際市場におけるポイコットの一つの非常に大きな原因になつておる。そういうことを考え、輸出の振興あるいは安定した輸出という観点から考え

た場合に、こういう労働者の賃金の問題はぜひ考えなければならぬ。過去の日本の、女工哀史に盛られておるようなソシアル・ダンピングの低賃金の悲しむべき経過をたどつてきた日本の産業界であるだけに、特にこういうことが書かれたと思うのですが、この点について新法の中には全然入つておらないわけですが、これはこの法律と直接關係がないので、あるいはほかの法律の中に盛り込まれるような勧告なり、あるいはこちらの方から要請なりをするというふうな形を、輸出の振興、特に安定した輸出の振興という観点から入れる配慮は省として考えておられるのかどうか。この点、新法が非常に答申に忠実な法案であるだけに、こういう重要な面についての考え方をぜひ伺つておきたいと思つたわけです。

○磯野政府委員 最低賃金法の適用につきましましては、現在のところ繊維工業が、決定の件数が百四十四件、適用労働者数が五十四万名でございまして、全体の中での産業として占める地位は相当高いというふうに考えております。それから、御承知のとおり労働集約産業でございまして繊維工業として、労働者の確保が非常に大切でございまして、最近の労働事情から、それがいろいろ窮乏な面がございまして、そういうふうなこともありまして、繊維工業における必要の労働力を確保するという面から、この答申にもございまして、最低賃金法が繊維産業に

おいて今後推進されることが望ましいというふうに考えております。法律の中に入れてみませんでしたことは、最低賃金法がございましてというふうなこともあつて、この法律の中に入つておらないわけでございます。

○森(義)委員 最低賃金法があるとおつちやつてゐるのは、いまの業者間協定の最低賃金法ですね。ここに書かれておる「最低賃金法の実施が一層推進されることを望ましい。」これは産業別の最低賃金法を意味しているんじゃないかと思つたのです。いまの局長がおつちやつてゐます業者間協定の最低賃金は、これは、はくらは最低賃金じゃないかと思つたのです。賃金をきめる原則からはずれた、同時に一番低廉の賃金を、いまの求人難等から考えて、業者が自主的に考へる賃金なんです。こういうものでなくて、ここに勧告してゐるのは、産業界全体に対する最低賃金、いわゆる産業別の最低賃金ですね。そういうものがこの勧告の中に入つておると思つたのです。そうでなければ、現在行なわれておる業者間協定で繊維産業の労働者の最低賃金というものが確保されておるんなら、ことさらにこういう文章は入らないと思つた。だから、その点についてはぜひよく考え方が違ふと思つたのですが、その点についての見解はどうですか。

○磯野政府委員 この答申が作成される過程におきまして、小委員の間で議論になりましたのは、私の了解では、ただいま申し上げました業者間協定が低くない額において推進されて決定されるのが好ましいというふうなことで、この文章が書かれたというふうなことを考えております。

○森(義)委員 現在の繊維産業の業者間協定をある程度引き上げる。その程度で書かれておるとするならば、この

「労働対策としての最低賃金法の実施が一層推進される」ということについては、ちよつと私は観点が違ふと思つたわけですが、審議会の答申の経過を局長は御存じだから、あるいは私の考え方が間違つておるかもしれません、少なくとも日本の輸出産業の重要な部分を占めてゐるこの繊維産業が、今日まで低賃金の温床になり、そしてソシアル・ダンピングの憂へべき悲しむべき経過をたどつてきた、こういうことから考へるならば、当然繊維産業界あたりが各産業界に先んじて、産業別の最低賃金法を施行する時期に来ておるんじゃないか、私はそういうふうに考えておりましたので、いいアイデアで答申が行なわれておるなどということ、実は期待しておつたのですが、どうやら答申の経過というものはそういうことになさうですが、その辺については、今後の問題として、繊維労働者の組合の機関もありますので、論議されていきますが、政府として、通産省として、特に繊維局としては、そういう現在の業者間協定の引き上げに甘んずることなく、少なくとも全産業に先んじて産業別の最低賃金法が繊維産業界の中で確立されることが、今後の輸入制限に対する効率ははねのける要件になるんだ、これくらいのことではぜひお考えになつて、前向きな姿勢で御検討願ひたい、こういうふうに思つたわけです。

現在の三十一年に施行されました現行法、これは過剰設備の処理にその重点が置かれておつたけれども、実際問題として、先ほどの経過から見ましても、需給調整、操短の継続等に終わつておるわけですが、今度の新法で、先ほどから海部さんの質問にも局長が答

弁されておりましたが、新法で過剰設備の処理というものが完全に行なわれるかどうか、この点について若干疑問を持つわけです。新法では、共同行為を通産大臣が勧告する。これだけで所期の目的が達せられるのかどうか。私は、共同行為の指示の内容及び具体的な施策というものは、非常に重要になってくると思うのです。今日までの業界の動き、先ほどから何回も繰り返して申し上げておられますが、今日の自主性、あるいは将来の長期にわたった展望を持ってない、計画性を持ってない業界の動きから見まして、これだけのやり方で、実際問題として所期の目的が果たされるのかどうか。おそらく現行法でも、やろうとすればやれたわけですね。過剰設備の処理については、消滅については、業界が自主的に、そのような前向きな姿勢で現行法を考えておれば、できたと思うのです。ところが、それが単なる開始調整に終わってしまつて、むしろ現行法のできたときよりも設備が過剰になっておる。こういう状態でありまして、単に共同行為を勧告するという程度でその目的が達せられると考えておるのかどうか。その点について、私は、この法案ができるのときに参加した業界の代表が、この法案で、今度こそ過剰設備の廃棄あるいは過剰設備の処理を十分にやるのだという自信を持って、審議の中で討論をしておられるのかどうか。その点について見通しを、特に局長は審議会に参加しておられたようですか、業界の心がまえをひとつお尋ねしたいと思つておられます。

○磯野政府委員 答申の作成の過程におきましていろいろ問題になつたわけ

でございますが、先ほど申し上げましたように、過剰設備がこのままのかつこうでは今後も累積して残るといふ問題の意識と、それからそれを解消しなければ繊維工業の自由化、合理化がでないといふ点が、約二年間の小委員会を通じての一番の問題点であつたろうと思つておられます。したがつて、答申の内容によりまして、過剰設備を廃棄するといふことが、それが一番の中心であつたわけでございますが、それから業界の考え方でございますが、現行の措置法で過剰設備が残りました点を詰めていきますと、結局繰返を指示いたします場合に、三〇%とか二五%とかいふ指示をするわけでございますが、その格納率も計算といたしまして、やはり保有設備を計算の基礎にいたしました関係上、設備を廃棄いたしますと、実際動く機械に対してよい格納率がかかるというふうなことがありまして、廃棄されずに残つていったというふうな考へておられます。それから、今後の見通しにつきましまして、先ほど申し上げましたけれども、約百八十万をスクラップいたしました、新設を四十六、七万、格納改造四十二、三万、合わせまして約九十万程度のものを新設しない設備としておるといふ答案になつておりました。この答案からいたしますと、業界におきまして、この法律案の成立を機にいたしまして、スクラップ・アンド・ビルドを相当積極的に行つていくものだというふうに考へておられます。

○森義委員 スクラップ化をする場合に、共同行為を実施すべきことを指

示する程度で完全にその目的を達せられるかどうかといふことを、私はお尋ねしておるわけです。いまの局長の答弁ではその点の足りないもので、さらにつけ加えて申し上げますが、共同行為を実施すべきことを指示する程度で、法案としてはその程度しか書けないのだ、いわゆる自由主義経済のもとで、政府が命令や法律で人の所有財産をかつてに廃棄処分にするといふことができないといふこともあつて、共同行為を指示する、いわゆる業界の自主性といふか、こういうふうに踏み切られたように思ふわけですが、その点はどうか。

○磯野政府委員 廃棄につきましまして、もしこの法律案と違ふような廃棄命令による国家廃棄を考へますと、これはいろいろな金の問題が出てまいりまして、非常にやつかいなることにならうかと思ひます。それからこの法律案の構想は、そういう点からいまして企業

の自主廃棄になつておりますが、その自主廃棄の主導点として共同行為の指示をするわけでありまして、その共同行為によつて、いろいろ使用停止とともに、いまのスクラップ・アンド・ビルドの方式も共同行為の内容として指示するわけでございますから、その通産大臣の指示したところに従つて共同行為が成立するといふように考へますと、企業者の意思といたしまして、そういうふうな仕組みに乗つて積極的に廃棄をやつていくといふふうなことになるかと思ひます。そういう点で、大体私どもが考へておりますように、先ほど申し上げました業界のアンケートともならみ合わせまして、まずまずそういうことで進められるのではないかとはいふように考へております。

○森義委員 法文の逐条解釈について入りますと時間がありませんので、まだ一日はかかると思ひます。そこで、法文の内容については、時間的な関係もありまして、途中でぐあいが悪いと思ひますので入りませんが、繊維局長に資料としてお願いをしたいのです。先ほど海部さんもおっしゃいましたように、この法文は非常に読みにくいわけですが、私も、昨日織政課長に來てもらつて一べん説明をしてもらつて、一回読んで、うちへ帰つて二回読んでまだ難解なんです。図解をしてほしいと言つておいたが、どういふふうになるか、法文のあれを図解にして、資料としてぜひ出していただきたい。これはスポーツをやつておる者だけしかわからないのだといふことは困ると思ひます。法律といふものは、常識のある者が読めばわかる程度のものにしてもらふねと、専門家だけ、プロだけしかわからないといふことは困ると思ひますので、ぜひそういう資料を提示していただきたい。このことをお願いいたします。あと法文の条項についての質問は後日に譲りたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十七分散会

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律
中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 次の各号に掲げる要件を備える商工組合は、その地区内において中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。以下同じ。）が大規模な資格事業の開始又は資格事業の大規模な拡大をすることが、急速に第一項第四号に掲げる事態を生じさせ、又は現に生じている同号に掲げる事態を悪化させ、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるときは、期間を定めて、当該中小企業者以外の者とその者が資格事業の開始若しくは拡大を停止し又はその計画を変更すべき旨の契約（以下「特殊契約」という。）を締結することができる。

一 全国及びその地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。
二 その地区内において資格事業を営む中小企業者の三分の二以上が組合員となつていないこと。

第二十八条の見出し中「の認可」を削る。

第二十九条の見出しを削る。

第三十条の見出しを削り、同条の次に次の三条を加える。

(特殊契約)

第三十条の二 第十七条第五項の特
殊契約は、主務大臣の認可を受け
なければ、その効力を生じない。
これを変更しようとするときも、
同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請
に係る特殊契約又はその変更が次
の各号に適合すると認めるときで
なければ、同項の認可をしてはな
らない。

一 第十七条第五項に掲げる事態
を放置するときは国民経済の健
全な発展に著しい支障を生ずる
おそれがあると認められる場合
に締結するものであること。

二 第十七条第五項に掲げる事態
に対処してその商工組合の地区
内において資格事業を営む中小
企業者が経営の合理化又は事業
の転換を円滑に行なうため必要
な最少限度をこえないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の
利益を不当に害するおそれがな
いこと。

8 第一項の特殊契約については、
第二十条から第二十二条までの規
定を準用する。この場合におい
て、第二十一条中「第十九条第一
項各号（合理化事業に係る調整規
程については、同項第三号又は第
四号。以下第九十条第四項におい
て同じ。）」とあるのは、「第三十条

の二第二項各号」と読み替えるも
のとする。

第三十条の三 中小企業者以外の者
は、第十七条第五項各号に掲げる
要件を備える商工組合の代表者
(その商工組合が会員となつてい
る商工組合連合会の代表者を含
む。)が、政令で定めるところによ
り、同項の特殊契約を締結するた
め交渉をしたい旨を申し出たとき
は、正当な理由がない限りその交
渉に応じなければならない。

2 商工組合の代表者は、前項の規
定による申出をしようとするとき
は、その申出に係る特殊契約の内
容及びその申出の相手方につき総
会の承認を得なければならない。

3 前項の承認の議決については、
第二十三条第二項の規定を準用す
る。

第三十条の四 前条第一項の交渉
の当事者の双方又は一方は、当該
交渉ができないとき又は特殊契約
の内容につき協議がととのわな
いときは、主務大臣に対し、そのあ
つせん又は調停を申請することが
できる。

2 主務大臣は、前項の申請があつ
た場合において、必要があると認
めるときは、すみやかにあつせん
又は調停を行なうものとする。

3 主務大臣は、前項の規定により
調停を行なう場合においては、調
停案を作成してこれを関係当事者
に示しその受諾を勧告するととも
に、その調停案を理由を附して公
表することができる。

4 主務大臣は、第二項のあつせん
又は調停を行なうとするとき

は、中央中小企業調停審議会又は
都道府県中小企業調停審議会に諮
問しなければならない。

第三十三条中「第五項まで」を「第
六項まで」、「第三十条まで」を「第
三十条の四まで」、「第二十八条第
一項」を「同条第五項中「商工組合」と
あるのは「商工組合連合会(第十七条
第五項の事業を行なうべきことを定
款に定めていない商工組合のみを会
員とするものに限る。）」と、同項第
一号中「全国及びその地区内」とある
のは「全国(商店街組合を会員とする
商工組合連合会にあつては、全国及
びその商工組合連合会の地区内)」と、
同項第二号中「組合員」とあるのは
「会員たる商工組合の組合員」と、
第二十八条第一項」に改める。

第七十六条に次の一項を加える。
2 安定審議会の専門委員は、当該
専門の事項に関する調査が終了し
たときは、解任されるものとする。

第八十一条第二項中「第三十条」の
下に「又は第三十条の四第二項(これ
らの規定を第三十三条において準用
する場合を含む。)」を、「勧告」の下
に「又はあつせん若しくは調停」を加
える。

第八十二条中「組合協約」の下に
「及び特殊契約」を加える。

第八十三条に次の一項を加える。
2 専門の事項を調査させるため、
中央中小企業調停審議会又は都道
府県中小企業調停審議会(以下「調
停審議会」と総称する。)に、専門
委員を置くことができる。

第八十四条中「中央中小企業調停
審議会又は都道府県中小企業調停審

議会(以下「調停審議会」と総称す
る。))を「調停審議会」に、「及び委員」
を、「委員及び専門委員」に改める。
第八十五条に次の一項を加える。
2 調停審議会の専門委員は、当該
専門の事項に関する調査が終了し
たときは、解任されるものとする。

第八十六条中「及び委員」を、「委
員及び専門委員」に改める。
第八十七条の次に次の一条を加え
る。

第八十七条の二 調停審議会は、そ
の所掌事務を遂行するため必要が
あると認めるときは、関係行政機
関の長に対し、資料の提出、意見
の開陳、説明その他必要な協力を
求めることができる。

第八十九条第一項中「総合調整
規程又は」を「総合調整規程」に
改め、「組合協約」の下に「又は
第三十条の二第一項(第三十三条に
おいて準用する場合を含む。))の認可
を受けた特殊契約」を加え、同項第
二号中「又は」を、「第三十条の二第
三項(第三十三条において準用する
場合を含む。))又は」に改め、同条第
二項中「又は総合調整規程を」、「総合
調整規程又は特殊契約」に改める。

第九十条第二項中「若しくは第三
十二条」を、「第三十条の二第一項(第
三十三条において準用する場合を含む。))
若しくは第三十二条」に改め、同
条第三項中「又は第三十三条」を、
「第三十条の二第三項(第三十三条
において準用する場合を含む。))又は
第三十三条」に改め、同条第四項中

「又は組合が第二十八条第一項」を
「組合が第二十八条第一項」に、「認め
るときは」を「認めるとき、又は組合
が第三十条の二第一項(第三十三条
において準用する場合を含む。))の認
可を受けた特殊契約の内容が第三十
条の二第二項各号(第三十三条にお
いて準用する場合を含む。))に適合す
るものでなくなつたと認めるとき
は、」に、「又は第三十三条」を、「第三
十条の二第三項(第三十三条におい
て準用する場合を含む。))又は第三十
三条」に改める。

第九十二条中「に掲げる者であつ
て同項」を「(第三十三条において準
用する場合を含む。))に掲げる者であ
つて同項(第三十三条において準用
する場合を含む。))の規定による申出
を受けたもの、中小企業者以外の者
であつて第三十条の三第一項(第三
十三条において準用する場合を含む。))
に改める。

第九十四条第一項中「第三十条」の
下に「又は第三十条の四第二項(これ
らの規定を第三十三条において準用
する場合を含む。))を、「勧告」の下
に「又はあつせん若しくは調停」を加
え、同条第三項中「又は勧告」を、
勧告又はあつせん若しくは調停」に
改める。

第九十条第二号中「第十七条第五
項」を「第十七条第六項」に改め、同
条第三号中「又は第三十三条」を、「第
三十条の二第三項(第三十三条にお
いて準用する場合を含む。))又は第三
十三条」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び合理化事業」を「、合理化事業及び特殊契約」に改める。

理 由

中小企業者の事業活動の機会の適正な確保に資するため、商工組合等が資格事業を開始し又は拡大しようとする中小企業者以外の者とその者が資格事業の開始若しくは拡大を停止し又はその計画を変更すべき旨の契約を締結することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

